

別府市社会福祉協議会災害ボランティア登録要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人別府市社会福祉協議会（以下、「社協」という。）が災害発生時に別府市災害ボランティアセンターを設置した際、自発的に救援活動を希望するボランティア（以下、「災害ボランティア」という。）が災害現場において、迅速かつ効果的に救援活動を行えるように事前に登録を行い、合わせて平常時より研修や相互の連携等についての必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「救援活動」とは、被災者の救援及び生活再建支援を目的とした善意による良心的な活動（政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動を除く。）をいう。

2 この要綱において「災害ボランティア」とは、次のボランティアをいう。

(1) センター運営補助ボランティア 別府市災害ボランティアセンターの運営補助を担うボランティア

(2) 一般ボランティア 専門知識・技術や経験、年齢性別に関わりなく、労力等を提供するボランティア

(3) 専門ボランティア 資格や職能を有するボランティア

(登録対象)

第3条 災害ボランティアとして登録する個人または団体は、以下の要件すべてを満たすものとする。

(1) 自発的な意志で災害ボランティアの活動を希望する個人または団体とする。

(2) 個人または団体の構成員が、未成年者であった場合は、保護者の同意が得られている者であること。

(登録手続き)

第4条 災害ボランティアとして登録を希望する者は、別府市災害ボランティア登録カード(様式1号-①・様式1号-②・様式1号-③)に必要事項を記入し社協へ提出する。

2 社協は、前項により登録カードの提出があった場合は、その適否を審査し、適当と認められた時は、別に定める災害ボランティア登録証(様式第2号、以下「登録証」という。)を交付するものとする。

3 登録者は、活動を行う際登録証を常に携帯し、請求があった時はこれを提示しなければならない。

(登録の有効期限)

第5条 登録の有効期限は、登録の日から3年を経過した日の属する年度末までとし、以後3年ごとに登録者からの申請に基づき更新することができる。なお、社協は、登録者に対し、登録の有効期限の1か月前までに登録の更新手続きについて通知するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第6条 登録者に関する個人情報は、第1条の目的を達するために利用し、本人の同意がある場合に限り、災害時の救援活動に必要な範囲内で他の関係機関に提供し、または連絡調整に利用することができる。

2 登録者に関する個人情報は、社会福祉法人別府市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適正に管理するものとする。

(情報提供)

第7条 社協は、登録者に対し、必要な情報提供、研修機会の提供、ならびに災害時対応訓練等への参加の案内を行う。

(登録の変更)

第8条 登録者は、登録カードに記載した事項に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を届け出る。

(登録の削除)

第9条 社協は、次のいずれかに該当する場合は、登録を削除するものとする。

(1) 登録者が、「災害ボランティア登録辞退届(様式3号)」を提出したとき。

(2) 登録者が、公序良俗に反する行為、ボランティアとしてふさわしくない行為をしたとき。

2 前項の規定により登録を削除された者は、直ちに登録証を社協に返還しなければならない。

(保険加入)

第10条 登録者が災害ボランティア活動を行う場合は、ボランティア活動保険に加入するものとし、その費用は登録者自身が負担するものとする。

(費用弁償)

第11条 登録者は、社協に対して、ボランティア活動の実施について、報酬及び費用弁償を請求することはできない。

2 登録者は、社協に対して、ボランティア活動中の事故等による損害について賠償を求められない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害ボランティア登録に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。